

平成 30 年 8 月

(公財)東京陸上競技協会
加入団体 連絡責任者 各位

(公財)東京陸上競技協会
事務局長代行 中野 人志

加入団体主催競技会における傷害保険の加入要請について

前略 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、競技場におけるトラック&フィールドやロードレース等において、競技に参加している競技者の練習時や競技役員(審判員)の準備・撤収時に傷害(怪我)を受ける事象が発生しています。

これらの事象は、場合によって大きな怪我となり、救急搬送となるケースや病院での入院・治療が必要となるケースとなっています。特に、入院治療や手術が必要な場合には入院・治療費が必要となるとともに、さらに補償問題となることが想定されます。

つきましては、下記事項を参考に、貴加入団体が主催・共催・主管する競技会においては、競技者はもとより審判員等の競技役員に対して、傷害保険の加入を検討していただくようお願いいたします。

記

1. 傷害保険の種類

陸上競技等において加入できる傷害保険は次のものがあります。

(1) スポーツ安全保険

- ・ (公財)スポーツ安全協会が加入の取りまとめを行い損保会社との間で保険契約を締結
- ・ スポーツ活動、レクリエーション活動地域活動などを行う 4 名以上の団体・グループが加入でき、個人毎に申込

(2) 団体総合補償制度保険

- ・ 各種競技会を統轄(主催)している団体が、一年間に行われる競技会に対して、延べ参加者を対象に加入する傷害保険
- ・ 延べ参加者は競技者や競技役員などを対象に事前に申請した主催競技会への参加者であり、この参加者数をもとに包括的に契約を締結し、年間を通じた実績参加者数をもって一人あたりの掛金で精算
- ・ 補償内容が異なる場合には、補償内容毎の契約を締結することも可能(東京陸協の場合、競技者を対象にした保険と競技役員を対象にした保険に分けて契約)

(3) 行事(レクレーション)保険

- ・ 競技会毎に参加者を対象に、単発的にその都度、契約する傷害保険
- ・ 補償内容が異なる対象がある場合には、対象毎に保険を契約することも可能

2. 東京陸協における加入状況(参考)

(1)東京陸協の主催大会

- ・ 東京陸協が単独で主催する「日本 GP プレミアム」、「東京陸上競技選手権大会」、「東京リレーカーニバル」、「ジュニア陸上競技チャレンジカップ」等の10競技会に対して、競技役員 3,000 名を対象の包括契約と競技者 16,000 名を対象の包括契約を締結
- ・ 東京陸協も主催しているが、他団体が実質的に主催・競技会運営をしている「グリーンリボン」、「味スタ6耐」、「新宿シティハーフマラソン」、「板橋 City マラソン」等については、競技会を運営している団体に傷害保険の加入を義務づけ

(2)東京陸協が運営協力をしている大会

- ・ 東京陸協が主管・運営協力をしている「東京マラソン」については、東京陸協がレクレーション傷害保険契約を締結しているが、それ以外の競技会では運営をしている団体に傷害保険の加入を義務づけ
- ・ 関東学連加盟の大学が開催している競技会については、開催幹事校に対して、審判員派遣の条件として、傷害保険の加入を義務づけ

3. 傷害保険適用事例

- ・ 個人情報があり、詳細な報告はできないが、東京陸協が加入している保険で適用した事例は、主催大会での入院治療や運営協力大会での入院治療に対して、保険金を支給した事例があるほか、通院治療による保険金の支給実績は多数

4. 問い合わせ窓口

(1)損保取扱い会社

- ・ 加入団体が付き合いのある損保取扱い会社や地元の損保取扱い代理店に問い合わせ

(2)東京陸協における問い合わせ

- ・ 東京陸協においては事務局 森田光二 課長に問い合わせ

TEL 03-3203-6123

以上